

「電子申請システムサーバ設備等のリース及び保守業務」調達仕様書 (案) にかかる意見等

平成27年5月19日

標記について、お寄せいただいたご意見等および日本年金機構からの回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	支援回答案
	頁	章番号等			
1	22	第3章 3.2.4 (3) ファイアーウォール	提案	表3.2.4.3 ファイアーウォール要求仕様一覧において、ファイアーウォール機能としてIPv4,IPv6ファイアーウォール機能とのみ記載が御座いますが、近年のサイバー攻撃やアプリケーションの進化に伴い、下記仕様を追加することを提案致します。 [追加仕様案] ディープパケットインスペクション方式であること。 [理由] ウイルス等不正な通信はパケットのデータ部分に潜んでいることが多く、ディープパケットインスペクション方式のファイアウォールにより、データ部分まで検査することが必要と考えます。	必須の要件ではないため、原案の通りとします。
2	22	第3章 3.2.4 (3) ファイアーウォール	提案	表3.2.4.3 ファイアーウォール要求仕様一覧において、ファイアーウォール機能としてIPv4,IPv6ファイアーウォール機能とのみ記載が御座いますが、近年のサイバー攻撃やアプリケーションの進化に伴い、下記仕様を追加することを提案致します。 [追加仕様案] アプリケーションをポート番号に依存せず識別し可視化・制御が可能であること。 [理由] 数多くのアプリケーションがHTTPやHTTPSプロトコルを使用し通信を行います。セキュリティ対策としてファイアーウォールを導入する上で、必要に応じたアプリケーションレベルでの通信の識別、可視化、制御が必要と考えます。	必須の要件ではないため、原案の通りとします。
3	22	第3章 3.2.4 (3) ファイアーウォール	提案	表3.2.4.3 ファイアーウォール要求仕様一覧において、管理機能としてSyslogのみ記載が御座いますが、近年のサイバー攻撃やアプリケーションの進化に伴い、下記仕様を追加することを提案致します。 [追加仕様案] パケットの許可・拒否等をログとして記録する機能を有し、レイヤー4レベルの情報および通信元/通信先の国情報やアプリケーション情報などの情報をログ情報に含める機能を有すること。 [理由] 近年のアプリケーションの進化に伴い、レイヤー4プロトコルやポート番号だけでは、ログに記録された情報から通信の種類を識別することが困難であること、また、通信ログに通信元/通信先を含めることにより、不必要なアクセスの早期発見が可能となり、システムリソースの無駄な消費やサイバー攻撃の可能性を低減させるための対策を迅速に行うことが重要であると考えております。	必須の要件ではないため、原案の通りとします。
4	12	2.7.1	質問	「契約を延長する場合には、延長後の全ての期間において、月額の機器賃貸借料を本調達の賃貸借料の1/12 以下とすること。」とありますが、延長を行った場合の費用は今回の役務には含まず、別途ご契約頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	12	2.7.1	質問	「契約を延長する場合には、延長後の全ての期間において、月額の機器賃貸借料を本調達の賃貸借料の1/12 以下とすること。」とありますが、対象は表2.7.2.1の「項番1ハードウェア費用」及び「項番3市販ソフトウェア費用」であると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	13	2.7.1	質問	「ハードウェア保守費、ソフトウェア保守費及び運用保守経費に関しては、同等のサービスを同額、又はそれ以下で提供すること。」との記載があります。同等のサービスには、ハード継続利用のために必要となる、特別保守サービスは含めない前提として、同額またはそれ以下で提供する、という認識でよろしいでしょうか。 (標準的な耐用期限を超過した場合、継続利用に際しては特別保守料が必要となります。この場合、一般的に機器保守料を増額させる必要があります。)	仕様書に記載のとおり、「ハードウェア保守費、ソフトウェア保守費及び運用保守経費に関しては、同等のサービスを同額、又はそれ以下で提供すること」を契約延長時の要件とします。
7	13	2.7.2	質問	「ハードウェア保守費用については、ハードウェア標準価格に対する年間保守料の割合を10%以下とすること。」との記載がございますが、10%以内に収まらない正当な理由がある場合には、日本年金機構様と協議させていただける認識でよろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおり、「ハードウェア保守費用については、ハードウェア標準価格に対する年間保守料の割合を10%以下とすること。」を要件とします。
8	14	2.7.5	質問	「受託者は、提案書の記載内容及び環境設計書の記載内容について保証することとし、納品する製品の機能・性能等が要件を充足していることを証明する方法について機構の承認を得た上で、検証した結果を「環境設計証明書」として納品すること」とありますが、機能・性能等とは各機器の要求仕様一覧に示されている機能・性能を示していると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	18	3.2.1	質問	下記表において、「1000BASE-T × 1 ポート以上を搭載すること。」との記載があります。 他の機器においては「10 BASE-T /100 BASE-TX/1000BASE-T × 1 ポート以上を搭載すること。」と記載されておりますが、仕様書上の表現が異なっている理由をご教示ください。 P18 「表3.2.1.1 項番6」 P18 「表3.2.1.2 項番6」 P20 「表3.2.3.1 項番6」 P22 「表3.2.4.3 項番3」 P27 「表3.3.3.1 項番6」	接続される機器の仕様を考慮して仕様書上の表現を変更しております。 ネットワーク機器については、「10 BASE-T /100 BASE-TX/1000BASE-T × 1 ポート以上を搭載すること。」としております。 これは、警告ランプ等、低速度なインターフェースが接続される事を考慮しての記載です。 サーバ機器については「1000BASE-T × 1 ポート以上を搭載すること。」としております。
10	31	4.1 (4)	質問	「セキュリティパッチの提供等のサポートサービスが受けられなくなる場合は、機構と協議の上、受託者の責任と負担において有償のサポート契約の締結等の対応を行うこと。」との記述がありますが、有償のサポートが受けられない場合等については日本年金機構様と協議させていただける認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、有償のサポートが受けられない場合については、機構と対応を協議することとしますので、その旨が分かるよう、仕様書を修正します。